

NCM IoT データ可視化サービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（総則）	2
第2条（用語の定義）	2
第3条（サービスの内容）	2
第4条（カスタマーサポート）	3
第5条（アカウント）	3
第6条（契約の単位）	3
第7条（契約の成立）	4
第8条（契約の期間）	4
第9条（サービスの提供条件）	4
第10条（料金の適用）	4
第11条（契約者が行う加入契約の解約）	4
第12条（サービスの終了等）	4
第13条（責任の制限）	5
第14条（所有権）	5
第15条（協議）	5
附 則	5

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する NCM IoT データ可視化サービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社と本サービスの加入契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり NCM IoT データ可視化サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 契約者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 法人・自治体向けサービス契約約款（以下「約款」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は電気通信事業法など関連法令において使用する用語例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 ダッシュボード	本サービスを利用するためにデータ情報を web 上で可視化したもの
2 データ情報	契約者が本サービスを利用することにより得られるデータ
3 設定パラメータシート	本サービスを利用するためのネットワーク設定に必要な情報を記載した当社所定のシート
4 アカウント	当社が契約者ごとに設定する ID 及びパスワード
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるために、当社と契約者との間に締結される契約

第3条（サービスの内容）

本サービスは、当社が契約者に対してダッシュボードを利用してデータ情報の提供を行うサービスです。

2 当社は前項において契約者が当社に対して提出した設定パラメータシートを基にネットワーク設定を実施するものとします。

3 契約者は、契約者が行う事業の用に供することを目的として、データ情報の閲覧、データ情報に係る CSV ファイルのダウンロード、印刷、第三者への E メールによる送信、及びその他本サービスが提供する所定の機能を利用できます。

4 契約者は、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、前項の使用の範囲を超える目的で、データ情報を複製、改変、出版、放送、公衆送信することはできません。また、譲渡、使用許諾、送信その他の方法の如何を問わず、第三者に利用又は使用させることはできませ

ん。

5 当社は、本サービスの提供内容、方法等を変更することがあります。この場合、契約者は変更後の内容、方法等で本サービスを利用するものとします。

第4条（カスタマーサポート）

本サービスの操作・設定方法に関する問合せは、当社の営業時間内に当社所定のカスタマーサポートで受け付けます。契約者から問合せを受けた場合、当社の営業時間内に電話又はメールで回答します。

2 カスタマーサポートは、本サービスに関する技術的な問合せに対し回答又は助言を行うものであり、契約者の特定の使用目的を実現することを保証するものではありません。

3 本サービスは、契約者のネットワーク機器及びネットワーク環境が正常に動作することを前提に提供されます。これらの導入、操作又は不具合に関するサポートはカスタマーサポートの範囲に含まれません。

4 当社は、予告なくカスタマーサポートのサービス内容を変更することがあります。

第5条（アカウント）

本サービスを利用するためのアカウントの発行数は、当社が定めるものとします。

2 契約者は、自らの責任においてID及びパスワードを管理するものとし、当社はアカウントの漏洩、使用上の誤り、契約者及び第三者によるアカウントの不正使用等によって契約者に生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

3 契約者は、本サービスの利用に関して管理者を選定するものとし、管理者は次の各号に定める事項を行うものとします。

（1）本サービスの適切な利用を図るため、本規約の内容を周知徹底すること。

（2）アカウントが不正に利用されないよう、自らの管理と責任でパスワード等を管理すること。

（3）第三者にアカウントを知られた、又は知られたおそれがある場合、速やかに当社へ連絡すること。

（4）当社が発行するアカウント及びマニュアルを基に利用設定を行うこと。

（5）本サービスの適切な運用を図るため、施設・設備等の整備に努め、保存データのバックアップを取っておくなど、本サービス又は当社の設備の障害その他の理由によるデータの消失に備え、自らの責任で必要な措置をとること。

第6条（契約の単位）

当社は、NCMIoT データ可視化サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する種類ごとに本サービスの加入契約を締結します。

第7条（契約の成立）

本サービスの加入契約は、予め本規約及び約款を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入契約申込の承認を行い、当社が契約者への本サービスの提供を開始したときに成立するものとします。

第8条（契約の期間）

本サービスの加入契約は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年間とします。

2 前項に規定する契約期間満了の1ヶ月前までに契約者から申出がない場合は、当該契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第9条（サービスの提供条件）

当社は、次の各号に規定する条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) 設定パラメータシートを当社に対して提出すること。
- (2) 本サービスの提供に関する連絡窓口として、担当者を設けること。

第10条（料金の適用）

本サービスの料金は、別に定める場合を除き、料金表に規定するところによります。

2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金表を改定する場合は、2ヶ月前に当社所定の方法により当該契約者に通知するものとします。

第11条（契約者が行う加入契約の解約）

契約者は、本サービスの加入契約を解約しようとするときは、3ヶ月前までにその旨を当社所定の書面にて申出るものとします。

2 前項による本サービスの加入契約の解約は、契約者より申出があり、当社が本サービスの提供を停止した日をもって解約日とし、契約者は、本サービスの加入契約による全ての権利を失うものとします。ただし、天災地変等の非常災害により、前項の申出をすることができなかったものと当社が認めた場合は、当該非常災害の発生の日とすることがあります。

3 契約者は、本サービスの加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

第12条（サービスの終了等）

当社は、契約者が第9条（サービスの提供条件）に規定する条件を一部でも履行しなかった場合は、本サービスの提供を終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

第13条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係わる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じ。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、契約者が当該申出をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該申出をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

2 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとしします。

第14条（所有権）

本サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号、第三者が提供するサービス又はそれに付随する技術全般は、当社又は当該提供者に帰属するものとしします。

第15条（協議）

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとしします。

附 則

（実施期日）

本規約は、2024年3月15日より実施します。